

## 堺市ごみ減量化推進員設置要綱

(設置)

第1条 地域におけるごみの減量と資源化（以下「ごみ減量化」という。）を図るため、堺市ごみ減量化推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(資格要件)

第2条 推進員は、自治会に所属する者で、社会的信望があり、ごみの適切な処理に関心のあるもののうちから、校区自治連合会代表者の推薦に基づき市長が依頼するものとする。

(依頼事務)

第3条 推進員は、関係機関及び地域関係団体等と連携して、次の活動を行うものとする。

- (1) ごみ減量化についての市民意識の高揚とごみ減量化活動の推進
- (2) ごみの分別収集と適正処理の展開
- (3) その他ごみ減量化のために必要な事業の推進

(報告)

第4条 推進員は、市長の求めに応じて、「活動報告書」を市長に提出することができる。

(定数)

第5条 推進員の定数は、単位自治会ごとに原則として1人とする。

(依頼期間)

第6条 推進員の依頼期間は、依頼の日から2年以内とする。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。